

港区告示第二百八十三号

定款及び事業計画の変更認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、南青山リハイムマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和四年十月五日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

南青山リハイムマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

南青山リハイム

(二) 敷地の区域

東京都港区南青山二丁目五五九番

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区南青山二丁目五五九番、五六六番

四 事業施行期間

令和四年五月二日から令和八年十一月三十日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都港区白金台五丁目五番十六号

(二) 設立認可の年月日

令和四年五月二日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年十月五日